

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和8年9月8日（火）

開　　会（午前9時0分）

【議　　事】

○議案第109号「所沢市学校給食センター再整備事業契約締結についての一部変更について」

【補足説明】な　　し

【質　　疑】

石本亮三委員

この契約変更ですが、今回で何回目になりますか。

渡辺保健給食
担当参事

今回を含めて4回目になります。

石本亮三委員

たしか過去2回は建設費の高騰だったと思いますが、建設費の部分の契約変更は今後はないということによろしいですか。

渡辺保健給食
担当参事

委員おっしゃるとおり、最初の2回は建設関係でございまして、今後につきましては建設費のほうはございません。

石本亮三委員

今回の変更というのはこうやって人件費の上昇などが理由で上がってきているということですが、今、物価高でこれだけインフレにな

	っているので、今後、毎年契約変更の議案が出てくるという認識でよろしいですか。
渡辺保健給食 担当参事	おっしゃるとおり、4回のうち2回は、今回を含め人件費でございまして、昨年度、今年度となっております。 事業契約書に定めております指標が1.5%を超えれば、やはり契約の変更、また債務負担等をお願いしなくてはいけないことになると考えております。
石本亮三委員	1.5%を超えてくると、こうやって契約変更ということですが、そもそも PFI は、官民でリスク分担をするということで、所沢市も含め全国の自治体が導入していったと思いますが、今回の変更分で事業者が負担する部分というのはどの部分なのか、詳細を教えてください。例えば、市と事業者で上昇した分の負担の分担を、ある程度取り決めと思いますので、今回の増額分だけではなくて事業者がかぶる部分もあるのかなと思います。昔の直営なら市が全額負担しなければならいところ、民間も元々請け負ったところもあるということで、その官民のリスク分担において民の負担となった部分というのはどのようになっているのかをお伺いしたいです。
渡辺保健給食	こちらの物価変動リスクにつきましては、全て市のリスク分担となっ

担当参事	ております。物価変動リスクという部門につきましては2項目ありますが、2項目とも市となっております。
松本明信委員	そもそも令和3年11月から事業者と原契約をして今日に至っており、事業費総額を見ると、約108億4,500万かかるということですが、今のセンターで供給している給食は、自校給食を含む全体の給食の何%くらいか分かりますか。
渡辺保健給食 担当参事	割合といたしましては、全体のセンターで6割ですので、新しい第2給食センターにつきましては、約3割で約8,000食になるかと思います。
松本明信委員	もし分かれば、生徒の推移や、給食のこれからの需給バランスの見込みを教えてください。こどものために行うことでそれはありがたいけれども、これだけの投資をして、費用対効果を考えたときに、こどもの推移をどう考えているのか確認させてください。
渡辺保健給食 担当参事	急激ではないですが、徐々にこどもの人数が減っていくと考えておりますので、今約8,000食ですけれども、それが少しずつ減っていくのではないかと推測しております。
松本明信委員	世の中の流れとしては当然、誰でもそう答えるけれども、今はコンピ

	ュータの時代だから、年度ごとの具体的な予測の数字が、計量的に測れると思います。もう少し計量的なものはないのでしょうか。
吉川学校教育 部長	学校教育課の学事担当が児童生徒数の推移について、例えば、私立の学校へ行く割合、転入転出、それからこれまでの傾向を捉えながら、各学校の推移はあくまで予測として出せますが、混乱を招く可能性がある ので、それを数値として、例えばホームページに公開などはしていない のですけれども、そういった数値を参考にしながら、参事からもあった とおり、こどもの人数については減少していく方向であるという見立て は捉えているところでございます。
松本明信委員	捉え方はみんなそうですが、現に市内の小学校、中学校は私立が増えて、 人数の減少がかなりの速さで進んでいるのは肌身で感じるのですが、 このときは何千人、このときには何千人という数字は出ないですか。
吉川学校教育 部長	その年によって、私立の学校に進学する児童数が変わるなど、状況が 変わることがあるので、先ほども申し上げたとおり予測は出せますけれ ども、それが必ずしも合うかどうかというところと言えないということ です。
福原浩昭委員	先ほど石本委員の質疑の中で、物価変動リスクについて100%市が負担

するという答弁がありましたが、100%負担というのは、実際に発生した物価上昇分を全て市が負担するということなのか、それとも契約で定めた指数があつて、その指数で算出された結果、改定額については市が負担するということになっているのかを御説明いただけますか。

渡辺保健給食
担当参事

こちらは指数が1.5%を超えた場合にということでございまして、1.5%を超えたときに事業者から申出があつたときには、こちらを考えるということになっております。1.5%未満につきましては事業者の負担ということになります。

福原浩昭委員

指数が1.5%を超えない場合には事業者が100%負担するのですか。

渡辺保健給食
担当参事

おっしゃるとおり1.5%未満でしたら事業者が100%ということになります。

福原浩昭委員

そうすると、そもそもこの契約自体が4回目ということですが、今回を含めて今まで1.5%以上のものは何回あつたのかをお示してください。

渡辺保健給食
担当参事

今回で2回目でございます。1回目は昨年度の9月に契約変更をしているところでございます。

福原浩昭委員

後の2回は事業者が負担しているということになるのでしょうか。ゼロか100なのか、そうではなくて、例えば市が3割持って企業が7割を持つような割合になっているということではないということですか。ゼロか100かが1.5%を超えるか超えないかで、はっきり分かるということですか。

渡辺保健給食
担当参事

全部で4回あったうちの2回は、建設費の関係でございまして、人件費では2回ということでございます。その前につきましては、指数が1.5を超えていなかったもので、もし上がっていたとしても、市には依頼が来なかったということで、もしかしたら事業者のほうで負担していたのではないかとこのところでございます。

谷口雅典委員
長

要するに1.5%を超えない場合は100%事業者負担ということですね。

渡辺保健給食
担当参事

そのとおりでございます。

福原浩昭委員

今回の約1億6,000万円の契約の部分ですが、市としての評価というのはどのような形でされているのか、これからのリスクの変動を考えた場合にはやむを得ないという判断なのか、様々なことを考えた場合に今後

	の影響というのはどのように見ているのかをお示しいただけますか。
渡辺保健給食 担当参事	こちらの指標につきましては、厚生労働省で出している数値でございますので、やはりその数値が1.5%という数字を上回った場合につきましては、市のほうで負担しなくては経営が行き届かないのではないかと、うふうに考えますので、今後も1.5%を超えてきた場合につきましては、市の負担が必要になるかと考えております。
福原浩昭委員	この1.5%という数字は何を基準に設定されたのか、算定の根拠をお示してください。 それから、超えた場合には市が負担するとなっておりますけれども、減額というのは可能性的には低いかもしれませんが、減額した場合、そういう規定になっているのかどうかについて教えてください。
渡辺保健給食 担当参事	まず初めに、基準の1.5%ですが、こちらはPFI法が制定された時期に国土交通省のスライド条項の数値を参考にしたということで伺っております。他の自治体の事例を見ますと、数値では様々ですが、1%でも変動すれば改定するという自治体もあったと聞いております。 人件費が下がった場合ですが、特になく、そのままということです。
石本亮三委員	今回の増額分の1億6,170万9,151円ですが、おおよそのイメージで構

	いませんが、人件費は幾ら上昇して、例えば光熱水費など、どういう費目で約1億6,000万円上がったのですか。
渡辺保健給食 担当参事	燃料費は市で負担するものになっておりますので、人件費のみの額となっております。こちらは事業者の調理員、事務員、洗浄員、配膳員、配送員、維持管理をしているものなどの賃金が増したことです。
石本亮三委員	人件費が恐らく100%かと思って今確認させていただいたのですが、そうすると、例えば、委託している業者が人を採用する際に、人手不足なので実際の相場よりも賃金を少し高く設定して人を集めるというケースも考えられるし、一方で逆のケースもあると思います。例えば、賃金の全体の上昇は平均的には3%ですが、2%しか上げないということもあり得るではないですか。確認なのですが、委託先は人件費の上昇などについてどのように契約しているかについて市は把握されているのですか。それとも、幾ら上がりましたから請求しますということですか。
渡辺保健給食 担当参事	基本、埼玉県 lowest賃金の推移を参考に事業者が設定しております。 例えば、令和8年4月の最低賃金が1,141円でしたが、その際には、調理員につきましては時給1,150円、配膳員につきましては時給1,145円と下回らないような形で調整をしております。

赤川洋二委員

財源についてお伺いしたいのですが、全体の財源に関しては示されておりますが、増額分の財源についてお示してください。

渡辺保健給食

上昇分の財源につきましては、全て市の財源となっております。

担当参事

赤川洋二委員

全部一般財源ということですか。

渡辺保健給食

おっしゃるとおり一般財源でございます。

担当参事

赤川洋二委員

全体の資料によると、物価高騰に対する支援金などいろいろあると思うのですが、そういうものは全く使えなかったのでしょうか。何かそういう努力はされたのですか。

渡辺保健給食

今回はこれに当てはまるような補助等がなかったというところで一般財源となっております。

担当参事

福原浩昭委員

今の答弁で一般財源とのことでしたが、市債ということによろしいですか。

渡辺保健給食
担当参事

人件費のほうには市債を充てることができないということで、市債ではございません。

【質疑終結】

【意 見】

福原浩昭委員

公明党を代表して、議案第109号「所沢市学校給食センター再整備事業契約締結についての一部変更について」に、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の契約変更は物価変動により事業契約に定める指標が基準を超えたことから、契約額を約1億6,171万円増額し、変更後の契約額を約108億4,549万円とするものです。

学校給食の安全性や品質を維持し、安定した給食提供を継続するために必要な対応であることは理解いたします。一方、本事業は今回で4回目の契約変更となります。特に物価変動については指数が1.5を超えた場合の増額分は市が負担する一方、それを下回る範囲は事業者が負担する仕組みであり、さらに、物価が下落した場合の減額規定はないとのことですので。この契約上のリスク分担については長期のPFI事業だからこそ市民に分かりやすく説明する必要があります。

また、市が物価上昇による追加負担を担う以上、契約上の算定式に該当したことだけではなく、増額分が実際の人件費や、維持管理費等の動向に照らして妥当なものであるか、今後も継続して検証することを求め

ます。

さらに、契約変更が積み重なる中であっても PFI 導入時に期待した財政上の効果、民間のノウハウを生かした効率的な運営、安全で品質の高い学校給食という事業目的が確保されているかどうかを不断に確認すべきであります。

将来の物価変動も含めまして市の財政負担を適切に管理するとともに児童生徒への安全安心な給食提供を最優先に、安定的な事業運営を行うことを求めて、本議案に賛成いたします。

【意見終結】

【採 決】

谷口雅典委員
長

議案第109号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時28分）

（説明員交代）

再 開（午前9時35分）

○請願第5号「市民文教常任委員会に対して、まちづくりセンター設置
条例第7条2号等の法的根拠や関係法令との整合性及び運用について検
証していただくことを求める請願」

谷口雅典委員
長

初めに、紹介議員として花岡健太議員に御出席をいただいております。
この際、紹介議員の方一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、
誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。
早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに5分以内
で御説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いい
たします。

それでは、花岡健太議員お願いいたします。

【紹介議員による説明】

花岡健太議員

まず、本日は請願の紹介議員の意見を聞く機会を設けていただきまし
てありがとうございます。令和6年9月定例会において提案された所沢
市まちづくりセンター設置条例制定についての議案ですけれども、当時
から私は条例に関して2つ問題点があると指摘しておりました。

1つ目は、第7条に関わる問題です。何度も議会で取り上げてまいり
ましたけれども、根拠法である社会教育法は利用者を制限する条文では
なく、公民館の教育施設としての中立性を担保するための条文です。そ
れが所沢市の条例に落とし込まれた際に、首長の判断で利用者の政治的、
宗教的活動を制限できる条文となってしまいました。教育行政に恣意的

に介入できる条例は、法の精神と真逆のものです。

2つ目は、2023年5月の公民館運営審議会が出した答申が反映されていないということです。答申では、条例に特定公民館を明記し、教育施設であることを明確にすることを求めておりました。公民館が市長部局に移管された途端、教育の中立性が後退し、市長の恣意的な介入を許す条例になってしまいました。ある意味では、社会教育施設の移管の問題点を顕著に表した事例であるとも考えられます。

条例が施行されてから1年余りたちましたが、この間様々な変化があったと認識しております。一番の変化は、公民館運営審議会において、この第7条の政治的活動や公民館の位置づけについて議論が行われ、委員から実態に合わせた制度に整えていく、活動をしていく上で大事な部分はきちんと整理しながらつくっていききたいなど、条例の改正に関する議論が行われていることです。令和8年5月8日の市民文教常任委員会の議論の中でも矢作委員、佐野委員、赤川委員、石本委員から幅広く意見を聞く、勉強会の開催、専門家である公運審の委員の話を聞きたいなど委員会の中でも前向きな意見が出ていたと私は認識しております。

団体意思の決定機関である議会としまして住民自治、住民の要請に応えていただきたく紹介議員とならせていただきました。

ぜひとも請願の採択をお願いいたします。

【紹介議員による説明終了】

【紹介議員に対する質疑】

石本亮三委員

今の御説明の中にもあったけれども、昨年確かに議論があって、矢作委員が提案されたけれども、この委員会を見れば分かりますとおり委員長を除けば7人で、赤川委員、佐野委員、矢作委員、私の4人賛成者がいれば通るわけですよ。けれども、協議会の場合だったから本来なら言うべきではないけれども、今回こういう請願が出たのであえて言いますが、提案された矢作委員が最後の最後になって、全会一致ではないからと反対に回られてこうなりました。

まず、その話の報告は受けていますか。

花岡健太議員

報告を受けているかということに関しましては、まずそういった事実があるのか、私には判断できかねるところがあります。しかし、会議録を読みますと、矢作委員は、「私どもは条例改正の必要性があると考えているので、公民館運営審議会のメンバーでもある、専門家の田中氏も呼んでぜひ御意見等を拝聴できればと考えている。」と、ぜひ条例について学習したいと、そういった会議録が残っております。その協議会の中でどのような議論が行われ、反対に回ったというような報告は受けておりません。

石本亮三委員

本来であれば協議会なので、私もこういうところと言うのは本当ははばかられるべきなのですよ。けれども、矢作委員が提案をされて、協議会の場合でどうしますかと言われたので、赤川委員、佐野委員、私は賛成

に回ったのですよ。正直、私はそれで通ると思いました。そうしたら矢作委員が、全会一致にならないから決を採るのはいかなものですかねみたいな感じでおっしゃって、そうなったのですね。

その結果、この話は流れたという報告は受けていないということですよ。ろしいですね。

花岡健太議員

矢作委員からは、この勉強会、学習したいという機会を設けることに
関して反対したというような報告は受けておりません。

石本亮三委員

ある程度言葉で正確に言うと、「反対してなくたって、決を採るのは
いかなものかしら」と言ったのですよ。だから決は採らないでくれと
言ったわけです。今も言ったとおりで、この委員会は7人の委員だから
提案者がいて賛成者が3人いたら、委員長除くと4対3で決まるわけ
ですよ。はっきり言って民主主義で決まるわけ。ところが決を採らないで
くれと言ったから決を採らなかったという経緯だから。

何でここを言うかということ、1年前に花岡議員が、後ほど来ていただ
く請願者の方と、各会派を回って請願を出したい、請願の紹介議員にな
りたいみたいな感じで回っていたのは覚えていますか。

花岡健太議員

回ったと思っております。

石本亮三委員

それで、紹介議員にならなくて、それが陳情になったというのは覚えていらっしゃるでしょうか。

花岡健太議員

そうですね、覚えております。

石本亮三委員

その陳情に対して、矢作委員が市民文教常任委員会の場で提案をされてきたという経緯があるのですよ。正直、私は請願にはなじまないと思ったのですけれども、陳情まで上がってきて、そこまでおっしゃるならば私はいいのかなと思って、赤川委員、佐野委員もいいですよという話だったのですよ。

確認ですが、そういう経緯から公民館運営審議会から提起があったということですが、たしか市長が公民館運営審議会の意見を踏まえてみたいということで、重大な進展があったと花岡議員が通信に書かれていて、それを参考にさせていただいて2月定例会議の一般質問で私も確認させていただいたのですね。それで覚えていらっしゃると思うのですよ。そうしたら、副市長の最後の答弁で、「重大な進展はございません」ということで、私もそれなりに検証はしてきているのですけれども、市民文教常任委員会の委員に何をどのように検証しろと言っているのかがよく分からなくて、どのような趣旨で市民文教常任委員会に検証してくれという意味なのか確認させてください。

花岡健太議員

どういった検証をしてほしいかという質疑だと受け取ったのですけれども、以前の市民文教常任委員会で矢作委員がおっしゃっているとおりだなと私も思っておりまして、公民館運営審議会で条例の改正に関する議論が行われている中で、改正を求めている委員の方、まずはそういった方に意見を言ってもらう、そこで勉強させていただく、そういったところで矢作委員が提案しているとおり、公民館運営審議会の委員である専門家の田中氏を呼んで、ぜひ御意見等を拝聴できればと考えております。

石本亮三委員

この請願が公民館運営審議会でも意見が出たから、市長に検証してくださいという請願だったら意味は分かるのですよ。

そうではなくて市民文教常任委員会に対してということは、我々がまるで勉強していないみたいに受け取れるわけですよ、請願者には大変失礼な言い方かもしれないけれども。

請願の紹介議員になるに当たり、紹介議員として、この文章は市長に対してではないのですかとか、そういうアドバイスはされましたか。

花岡健太議員

しておりませんけれども、条例を議決したのは議会でありますので、議会のほうでも、このことに関して勉強することが必要なのではないのでしょうか。

石本亮三委員

一般的に予算の増額修正というのは、議会がやるのは行政実例的にアウトなわけですよ。これは基本的にやっては駄目。けれども、例えば条例に関しては、確かに議員も提出権を持っているとはいえども、そもそもこの条例は市長提出議案なのですよ。議員提出議案ではないのです。議員提出議案の条例を可決したわけではなくて市長提出議案なわけですよ。この間の変化に関しては、端的に言うと市長のほうに責任があるのであって、その状況が変わって、ましてや一般質問の花岡議員の答弁に対しても、公民館運営審議会の答申を参考にするだけか踏まえるだけか、その点について御答弁ありましたよね。

だから、市長に出すべきだったという御判断にどうして至らなかったのか、そのあたりの見解を伺いたいです。

花岡健太議員

条例を提出したのは市長でありますけれども、この条例を審議して議決したのは議会ではないでしょうか。それに関して市議会が全く責任を負わないというのは、そういう話にはならないのではないかと思います。

それで、石本委員は市長から端を発したということをおっしゃられたと理解しておりますけれども、公民館運営審議会の中で条例に関する議論が何を契機に行われたかというのは、市長の発言からは読み取れないと考えております。

石本亮三委員

そういうことを言っているのではなくて、元々市長提出議案でしょと

言っているわけですよ。市長がこういう条例をつくりたいと議会に提案されて、私は反対しましたがけれども、賛成多数で可決して、その後の市長答弁では公民館運営審議会の議論も踏まえてということになっていて、8月27日にこの請願書が出ているのならば、まずは市長にそれを求めるのが筋ではないですか。市長がもし改正案を出してきて、それで我々議会が否決したとなれば、それは議会がもうちょっと勉強してくださいねという気持ちは分かりますが、手順が逆だと思う。

花岡議員ももう4年目になって、条例の制定とかその辺のプロセスも分かっていると思うけれども、その辺りはどういうふうに認識しているのですか。

花岡健太議員

分かった上で、請願の紹介議員になっておるわけでありますけれども、議会にはやはり議決責任がありますので、その件に関して状況が変わってきたのであれば、議決責任があると思いますので、市長のみに責任を求めるというのはいかがなものかと考えております。

石本亮三委員

そうすると、あくまでも議会にも責任があるから、まずは勉強して検証してくださいということを、私は字面から感じる。正直言って、私だけではなく複数の人間が、花岡議員も含めて一般質問してきていて、ある程度この条例の課題とかは検証してきていると思っているのですね。

そうすると、花岡議員はこの市民文教常任委員会の委員は、どの程度

検証度合いが足りないと認識しているのですか。

花岡健太議員

市民文教常任委員会の議論の中では、そこまで正確に公運審の意見の議論はされておらなかったと私は認識しております。この請願の内容も議員に対して上から目線の請願ではないと思っておりますので、問題がないと考えております。

石本亮三委員

請願者に対して上から目線を出してきたなどと、そんな失礼なことを言うつもりはさらさらないですよ。市民の方にはなかなか分からない部分もあると思いますから。

ただ、紹介議員になったときに、花岡議員ももう4年目の議員なのだから、先ほど言ったように、市長が出してきた過去のプロセスを分かって、どういう手続で議会が回ってきているかが分かっていると思う。そうすると、紹介議員になったときに、そういうアドバイスもせずいきなり請願ということで、我々の検証のどこが足りていないと具体的に説明してください。なぜなら、市民文教常任委員会に対してという請願なのだから。

紹介議員として、そこをどのように認識しているのかをはぐらかさないで明確に答弁してください。

花岡健太議員

正確に答弁しているという認識で、はぐらかしていることは一切あり

ません。公民館運営審議会で委員から出た意見、こういった動きに関して市民文教常任委員会で検討され、議論されているということは、会議録を見たところでは読み取ることができませんでした。そういったところで必要性があると判断したわけであります。

【紹介議員に対する質疑終結】

休 憩（午前9時52分）

（紹介議員 退席）

再 開（午前9時54分）

谷口雅典委員
長

初めに、参考人として、請願者 立川 秀円さんに御出席をいただいております。この際、参考人の方に一言御挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心から御礼を申し上げます。

早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに5分以内で御説明いただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

それでは、立川参考人お願いいたします。

【立川参考人による説明】

立川参考人

公民館を考える市民の会所沢の共同代表の1人をしております立川秀

円と申します。本日は請願者の意見を聞く機会を設けていただいて、ありがとうございます。

昨年8月に提出しました陳情とほとんど趣旨は同じです。昨年も当初は請願を考えていましたが、議会事務局から請願の内容としてふさわしくないと言われて陳情に変えました。市民文教常任委員会の所管事務調査の対象になったので、いずれ審議していただけるだろうと思って毎回傍聴してきました。しかし、なんと1年たってしまいましたので、改めて請願書を出すことにしました。

一昨年の9月2日に市議会に提案された所沢市まちづくりセンター設置条例については、埼玉新聞、毎日新聞でも取り上げられましたが、最初に大きく報道したのは9月12日付の東京新聞の記事です。埼玉版のページに大きな字で、「政治的活動など制限条項 公民館運営で所沢市が新条例案」との見出しで写真入り4段組の記事として取り上げました。条例第7条第2号にある政治的活動または宗教的活動に使用するおそれがあるときは、市長が施設の利用を許可しないとする文言が議論を呼んでいるというふうに書いています。

私たちはこのような新聞記事を見まして、これはとんでもないことだと驚いて公民館を考える市民の会をつくって運動を始めました。この記事では、社会教育に詳しい千葉大学名誉教授 長澤成次さんの指摘を紹介しています。社会教育法は、公民館がやってはいけないことを規定しているのであって、利用者を制限するものではないという言葉が新聞は

紹介しています。

請願書の関係資料のところを御覧ください。

条例が制定された後では、『世界』の2025年5月号特集が「憲法を取り戻す」という特集ですね。そこで田島泰彦先生が「脅かされる公民館と集会の自由」という論考を書いています。それから『月間社会教育』の5月号特集も田島泰彦さんが「憲法が保障する自由」、法律関係有志が「所沢市まちづくりセンター設置条例法律関係有志意見について」を、『日本公民館学会年報2025年』では、所沢市の元職員の細山敏男さんが「公民館の自由で豊かな学びとは何かを考える―所沢市まちづくりセンター設置条例の制定をめぐって」を書いております。さらに、『月刊社会教育』2026年2月号では、山口公民館でずっと仕事をされていた微笑さんという方が「所沢の社会教育はどこにいくか」と、このように大きく取り上げられています。

要するに、条例の違憲性・違法性が強いと、そういう悪い実例として紹介されています。条例が可決されてしまってから私たちは教育長と会ったり、教育委員会に協議してほしいと要請したりしました。3月末に制定されました施行規則によって、第7条第2号の今言った内容について、それはこういう解釈であるという、解釈をより制限して施行されました。

昨年4月に施行されて1年半になります。ちょっと前に市のホームページを見ました。今年3月6日に更新された「まちづくりセンター（公

民館事業)の利用のしかた」というホームページに、注釈として、「営利・宗教・政治活動を目的とした利用は原則できません。」という表記があります。それから団体登録申込書にはチェック事項があつて、会員により営利・政治及び宗教活動を行いませんとあります。

このようなことにつきまして、2017年から専門家として公民館運営審議会の委員をされている日本女子大学名誉教授の田中雅文さんを、ぜひ市民文教常任委員会に招いて専門家としての意見をぜひ聞いてほしいというのが請願の趣旨です。

ぜひ採択していただきたいと思います。

【立川参考人の説明終了】

【立川参考人に対する質疑】

佐野允彦委員

1年前と同じ内容で提出しましたとお話を聞いたのですけれども、改めて請願で出したわけですね。

1年前に請願にはなじまないということで指摘されて陳情に変えたのに、今回、請願にはなじまないと分かっているそれでも請願とした理由をお示してください。

立川参考人

最初に言いましたように、所管事務調査の対象になったので所管事務調査の一つとしてやってくれるだろうと期待して、毎回傍聴しましたが、1年たっても陳情内容は審議されていないということで、今回はあえて請願という形で出しました。

佐野允彦委員

陳情でもよかったのではないですかね。そもそも請願にはなじまない案件だと思うのですけれども、それでもあえて請願としたのはなぜですか。要するに、あえて請願にしたらうまくいなくなる可能性もあるわけではないですか。

立川参考人

陳情であっても実現できればよかったのですけれども、できなかったのですよ、1年間。毎回谷口委員長から開催日は教えてもらっていたので、そのたびに傍聴したのですが、非公開で話し合われたり、公開の場では別の案件、そういうことが1年も続いたのです。ですから、もう請願にして、ちゃんと審議してもらおうと会で話し合っ、そうしました。

石本亮三委員

私は別に立川参考人はじめ市民の方が、議会に対して上から目線で請願を出したなどと思っていませんので、本当に寒い日も暑い日も毎回傍聴に来られていた御苦勞も見ているので、誤解のないよう申し上げて質疑しますが、先ほど紹介議員の花岡議員にも言ったのですが、これだけ雑誌や論文とかで発表されているのですから、これはまず我々よりも市長に提出すべきものだと思っているのですけれども、それはどうして検討されなかったのですか。

立川参考人

正直に言いますと、市長に提出しています。市長も、分かっている

というようなことを言われましたけれども、いろんな事情があつてとか、そういうことですよ。

石本亮三委員

市長には要望書という形か何かで出されているのだと思います。そうではなくて、市長に対して、今回のこのまちづくりセンター設置条例云々を議会に出すことを求める請願を出すのであれば、御存知のとおり市議会には執行権とかございませんから、非常に請願になじむと我々も思います。今回の請願は市民文教常任委員会に対してではないですか。まずは市長に対して請願を出すことは検討しなかったということよろしいですか。

立川参考人

市長に対しては検討していません。

石本亮三委員

先ほど市長がいろいろあつてということですが、その辺をもう少し詳しく教えていただけますか。

立川参考人

条例制定後にやっと市長面会が実現しました。昨年4月16日くらいですが、15分と言われて、実際には20分かかったのですが、条例に問題があると、そういうことも含めて文書を出して要請しました。その際、市長は、「皆さんの意見は十分分かっていきます。よく分かっていきます。よく分かっていきます。」と繰り返し、「ただ言えない事情があります。」

と。多分、議会がそう簡単には条例改正とかをやってくれないだろうと
というようなことで、その後も面会を要請していましたが、面会は
実現していないということです。

石本亮三委員

その後の面会に応じていただけなくて本当にお気の毒ですね。

市長は本当に、「よく分かった。よく分かった。」と繰り返し、ある
程度御理解を示したという認識でよろしいですか。

立川参考人

問題は分かっておられると思います。

矢作いづみ委
員

最初の意見陳述の中でもおっしゃっていましたが、条例の制定
がありまして、その後利用している中で制限がかかってくるような文言
も散見されるということ。それから、公民館運営審議会の中で委員の皆
さんからも様々な意見が出ているということで、ぜひそれを聞いてほし
いということで、今回請願を出されたと理解したのですが、皆さ
んの条例を改正してほしいという思いについて、もう少し御説明いた
だければと思います。

立川参考人

先ほども話したつもりですが、会のほうに来ている具体的な話では、
ある公民館で、ある団体がいろいろやっているけれども、あれはある政
党の活動ではないか、そういうことを公民館の担当者から言われて、そ

それはそれで終わったので使えなくなったという問題はないですけども、そういう問題がありました。それから、公民館を使ってやりたいけれども、いろいろ考えてやめたという、ある政治家の方の話も聞いています。

団体登録のときに、政治、宗教は駄目だとするチェック項目になっているのです。少なくとも所沢公民館と新所沢公民館は、団体登録の申請書の中にチェック項目がありまして、その一つにそれがあるのです。

所沢まちづくりセンター団体活動状況表には、該当する箇所にチェックをつけ、とあり、その1番目に「活動目的・内容を記した会則を添付します。」、2番目に「団体は、会員により自主的に運営し、営利・政治・宗教の活動は行いません。」、3番目に「同等の会員及び活動内容で、所沢市立まちづくりセンターへ重複した団体登録は行いません。」と、2項目に、営利・政治・宗教の活動は行いませんというのが入っているのです。少なくとも、所沢まちづくりセンターと新所沢まちづくりセンターで確認しました。ほかの吾妻まちづくりセンターなどは、そういうものはないですよ。

それから、会員の住所を書く欄が前はあったのですが、新しいものには住所欄はなくなって、会員名と市内・市外の区分だけになっています。ところが、新所沢まちづくりセンターについては、やはり番地まではないのですが住所を書く欄があって、そこが変わってないということです。

昨年、市民部と懇談会がありまして、全員の住所を書く必要があるか

矢作いづみ委員

と言ったら、そのせいか知りませんが、住所はなくなっています。ただ、今言ったように新所沢まちづくりセンターでは残っていました。

先ほども陳情を出されて1年を経たというところで今回請願として出されたということなのですから、請願を今回出そうと思った背景としては、1日も早く条例を正常にという思いがとおりかと思うのですが、先の見通しというか、何かお考えになっていることがあればお示しいただければと思います。

立川参考人

7月27日の公民館運営審議会を傍聴しました。そこで初めて田中先生が、やはり条例改正が必要だという問題提起をし、各委員の意見を聞きたいと言いまして、委員の方、三、四人がそれについて発言されました。

ある委員の方は、禁止する、こんなのはおかしいと。これは謀略ではないかと、そういうことを言った委員もいますし、公民館とまちづくりセンターの両方があってもいいのではないかと、そういうことを言った委員もいます。

それで最終的には、次の公民館運営審議会において、田中先生が条例案を含む意見書案をつくって、それを次の委員会に出したいと。次の委員会は来年2月の予定になっていて、ちょっと遅いなどと思っているのですが、一応そういう動きがあった。だから次の審議会では改正案を含む意見書が出ることを期待しています。

福原浩昭委員

この請願書の中身について1回整理したいなと思っておりますので、幾つかお聞きしたいのですけれども、まずは、今回条例が制定された後、特に、条例第7条第2号については、条例制定時にも法的整合性や政治的な活動の範囲というのは議会で十分審査しております。

それにも関わらず、その後に例えば政治的だとか、宗教的な理由で団体登録を認められなかったという具体的な事例があったのかどうか。あるいは、施設利用を不許可とされた具体的な事例があったのかどうか。あった場合には、いつ、どこで、どのような活動について、どういう理由であったのか整理させてください。

立川参考人

団体登録時において許可されなかった、そういう事例は聞いておりません。

福原浩昭委員

では、実際に施設利用はできませんよという事例があったのですか。

立川参考人

それはないです。

福原浩昭委員

条例制定後には、具体的にはそういったことはなかったということでしょうか。

立川参考人

先ほど言いましたように、松井公民館を使おうと思ったある団体が、利用申請したときに、職員の方から、その団体はある政党の活動とかをやっているのではないかというようなことを言われて、結局は使えたのですけれども、ちょっと待たされたというか、そういうことがあったということです。

福原浩昭委員

あったのですか。先ほどはなかったと話がありましたけれども。

立川参考人

いや、職員からそういうことを言われたということです。

福原浩昭委員

言われた後に申請はできなかったのですか、できたのですか。

立川参考人

多分申請はしていて、職員からそういうことを言われたということで、結局使えなかったわけではないですけれども、条例を見て、政治云々があるので、ある団体はある政党の影響が強いというか、そういうことを地域住民から言われたということです。

谷口雅典委員

確認で、申請したときにいろいろ言われたけれども、別に使えなかったわけではないと、こういった理解でよろしいですか。

立川参考人

そのとおりです。

松本明信委員

実際に窓口で実害があったのかどうか、拒否されたのかどうか、もう一度はつきり事例を出して、この窓口でこういうふうなことがあったと。実害があったのか、なかったのか、断られたのか、利用できなかったのかを具体的に出さないと、我々はぼやっとしたものと捉えてしまいます。ここまで熱心にやられているのですから、そのあたりの確証があるのかどうかも含め、再度確認いたします。

立川参考人

団体登録の際に許可されなかったという事例は会のほうではつかんでおりませんが、先ほど言ったようなことで萎縮している。ある政治家が本当は公民館を使ってやりたいけれども、遠慮してコミュニティセンターとか、ほかの自治会館とかを使うということは聞いています。

仮に、不利益がなくても、萎縮して、ちょっとこれはやめておこうと、そのようなことになる可能性は十分あると思います。

福原浩昭委員

趣旨はよく伝わりました。そう言われて、非常に嫌だった、つらかった、これは非常によくないのではないかという趣旨かなと私は思ったのですけれども、ただ実際に登録ができなかったとか、申請ができなかったとかいうことではないということによろしいですね、改めて確認させてください。

立川参考人

会でつかんだ情報としてはありませんでしたが、見えないところではあるかもしれません。会員は40名近くいますけれども、会に入ってくる情報としてはそういう例は聞いていません。

福原浩昭委員

請願の趣旨というのは、「日本社会教育学会等において、問題点が指摘されている」、「運用面でも、社会教育法第23条の拡大解釈と見られる部分がある」ということで、非常に曖昧な部分です。

具体的に何が問題だったのか、何が皆様に大きな形で支障が出たのか、登録ができなかったのか、申請ができなかったのか、この辺の事実が非常に大事なかと私は感じています。つまりは申請時に一言、二言多いと。申請時に云々言われたけれども、申請をできたと考えてよろしいのですか。何を一番訴えられているのか、それがちょっと理解できないので改めて確認させてください。

立川参考人

今言いましたように、具体的な権利侵害というような事例はないですが、いろんな催しものを企画する際に、これは使えるだろうかと考えてしまう、それはやはり条例に原因があるので。

それから、1年目は今までどおり使えますと、そういうチラシが窓口にあったのですけれども、2年目に入り、それがいないところも結構あるのです。それから、センター長が変わって条例が変わったことをよく分かっていないということも聞いています。

矢作いづみ委員

具体的な権利侵害はないということですが、条例が変わったことによって皆さんが一番心配されているところをおっしゃっていただければと思います。これまでであれば、市民が自由にいろいろな活動で公民館を使えたものが、今後そういったものが制限をされていくということがないようにしていきたいというのが皆さんの一番の願いかなと思うのですが、そのあたりについてもう少しお話いただければと思います。

立川参考人

施行規則によって条例第7条第2号については、こういう限定解釈であるとしていますけれども、やはり条例が変わっていません。前に末吉議員が、条例と施行規則どちらが上ですかと聞いたら、やはり条例が上ですという答弁があったのです。

やはり施行規則で縛りをかけたとしても、条例が変わらなければ、例えば市長が変わったとして、社会教育法にある市民の学びの自由を理解しない市長が出てきたら、条例にあるから恣意的にできてしまう。将来的にこれはないとは言えないから心配しています。

赤川洋二委員

この請願の目的は、市民文教常任委員会に対して、公運審の田中氏をお呼びして話を聞くことで達成されるということによろしいですか。

立川参考人

そのとおりです。

神戸鉄郎委員

今回、関連法令との整合性及び運用について検証していただくことを求める請願ということで、今まで御意見をずっと聞いてきたわけですが、この関係資料にあるものは、基本的にこの条例に関していかがなものかということを述べている学者さんであったり、元職員の方を挙げていると思うのですけれども、この条例は問題ないのではないかというような学説があるのかを確認しているのか伺いたいです。

立川参考人

ありません。

神戸鉄郎委員

この条例に関して、全く問題ないという学説はないという確認が取れているのですか。

立川参考人

私の知っている範囲ではありません。

福原浩昭委員

先ほど矢作委員から様々お話があつて、今の赤川委員の確認の中でも、専門家の方を呼んで話を聞くことが一番の趣旨だということでお話があったわけですね。

そこで確認ですが、この条例制定時の、例えば法規の審査、裁判例、国・県からの指導、行政不服審査や具体的な利用者の異議、そういったものを含めて、条例の適法性を検証しなければならない新しい事情とい

うのが生じているのかどうかということなのですよ。

つまり、先ほど不安があるとか、嫌な思いをしたとか、こう感じたとか、この趣旨は分かりましたけれども、団体登録ができなかったとか、もしくは申請ができなかったとか、まちづくりセンターの場所が使えなかったとか、そういう事例はないと確認が取れたのですよね。

今回請願の関係資料として出ている雑誌関係とか学会年報の論考とかが多数挙げられております。そうであるならば、専門家を呼んで、新しい見解を出すという必要性は、果たしてそれは何の根拠があって、その話を聞いたことによって、新しい事実が発見されるのか。委員会の中で、今話された懸念があることに対して、そのとおりだね、そういうことだから間違いないよねというような、根拠となるようなお話が聞けるのでしょうか。

つまり、話を聞いたことによって、我々が客観的な視点から、それを得られるような根拠は何があると考えているのでしょうか。そこをお示しくください。

立川参考人

条例の制定時、ずっと傍聴しました。2年前の市民文教常任委員会において、委員の方から法規面では大丈夫かという質疑がありまして法規担当を呼びに行ったのですが、いないということで、文書行政課は来ませんでした。それから、本会議においても、議員からリーガルチェックは大丈夫かというような発言があったのですが、来ませんでした。

数か月前に文書行政課に行きました。まちづくりセンター設置条例のときにこういうことがあったと言ったが、そういう記録はないし、地域づくり推進課でやっているから法規係から条例について云々とか、そういうことは法律関係ではできませんというようなことだったのです。

それで、市長との面談においても、よく分かっていると、私たちの条例改正してほしいという思いを分かっているけれども、事情があって、言えない事情もあるとはっきり言う。それはやはり議会で一旦通ったから、そう簡単には難しいと、去年の4月ですね。

議案は賛成21反対11で通りました。21名の方はこういう問題を軽く見たのかあるいはよく分かっていないのかは分かりませんが、だから、やはり専門家の意見を聞いて、議会基本条例にも、専門家の意見を聞くというのがあるのです。議会基本条例あるいは自治基本条例でも、重要な条例を決める前には専門家の意見を聞くというものが入っているのですよ。それをやっていないのですよ。

そういうこともありまして、ぜひ、まずは市民文教常任委員の方に意見を聞いていただきたいと思います。

福原浩昭委員

リーガルチェックという単語が出ましたけれども、私の認識では、執行部はリーガルチェックは問題ないと答弁したと記憶しています。執行部が後ろにいますので後で確認してもいいですけども。先ほど、市長のほうからも、やむを得ない事情があるのですとか、言えない事情がある

という話があったのでそれも聞くことはできると思います。

要は、立川参考人がここについてはこう言った、ここはこうだということに対しては、それは丁寧にやり取りで、請願審査としてちゃんと議事録に残していくということはできると思うのですよ。

けれども、私どもに対して、客観的な、専門的知見を聞くというのは、これは聞かなければならないということではなくて、聞くことができるということで、聞かなければ絶対に駄目だというわけではないのですよ。我々も議会の中で、審査の中で、専門的知見というのは必要なときには聞くことができる、参考にすることもできますよという話で義務ではないのですね。専門家の話は聞けますよ、大事にしましょうという趣旨はよく理解できます。

ただ、そのお話されている専門家の方が、リーガルチェックに相当する方だということが私は分からないのですよ。果たしてその方は本当にどうなのでしょうかとということで、私も面識のない方なので分からないところもあるのです。

だから、リーガルチェックについては、この後、執行部への質疑の際に確認することはできると思います。その点よろしいですか。

立川参考人

田中先生は公民館運営審議会の答申作成にも関わった方なので、私たちは、その答申で決められたことにもなってないと、そういうわけで田中先生が最適だろうと思っているのですね。田中先生で不十分であれば、

さらに専門家を呼んでいただいてもいいし、それをやってほしいと。

先ほど言った長澤先生は、社会教育推進全国協議会の元会長なのです。全国の公民館のことを調べていて、やはり所沢の事例はその成立過程においても問題があると。つまり教育委員会でちゃんと審議をしなかったのですよ。これはもう議事録を見れば分かります。

立川市の場合は、やはり公民館の移管について教育委員会に出したら教育委員会が待ったと。これはまだ慎重に検討する必要があると止まったのですよ。

ところが、所沢市での成立過程をよく見ますと、異議なし、異議ありませんと、それで終わっているのですよ。そういう問題です。

佐野允彦委員

政治活動とか宗教活動のチェックボックスがあるという話だったと思いますが、それはどの書類に書いてあるのですか。

立川参考人

団体活動状況表に3か所チェック項目があって、チェックしないと駄目なのですよね。チェックした上で団体登録をします。

佐野允彦委員

そこにチェックをすると登録できなくなるということですか。

でも、話を聞く限り、登録できなかった団体とか使用できなかった団体は全くないというお話だったと思うのですけれども、そこにチェックを入れるとできなくなるということですか。

立川参考人

いや、確認事項で確認しましたというチェックです。

3つのチェックがあって、その真ん中に営利・政治・宗教の活動は行
いません、それを認めますということでチェックして、チェックしない
と受理されないと思います。

佐野允彦委員

目的として、チェックを入れなくても使えるようにしてほしいという
趣旨ですか。

立川参考人

こういうチェック項目があること自体がやはりおかしいと思います。

石本亮三委員

確認ですが、市長と会ったのは2025年4月16日でいいですか。

立川参考人

はい、条例が施行された後です。

石本亮三委員

市長面談で、よく分かる、よく分かった、言えない事情あると言って
約1年がたった。私は今年の3月18日に一般質問しましたが、副市長に、
事実上市長に次ぐ人ですけれども、けんもほろろな、要するに変える気
はないですよという趣旨の御答弁だったわけですね。

私からすると昨年の4月に市長が、よく分かった、よく分かったと言
ってもう1年たった。副市長答弁は当然市長がチェックを入れるわけで、

それを分かって答弁させているわけだから、やはり市長のほうが分かっていないのだから、まずは市長に請願とかを出していかれるというのが、私は一番有効な、皆さんのお気持ちを通る方法ではないかと思う。

勉強会してくれというだけではなくて、結局は条例改正していただきたいという気持ちがあるということによろしいですかね。

立川参考人

市長への要請事項としては、市長が条例改正について公民館運営審議会に諮問できないかというようなことを要請したのですが、それについては無回答でした。

石本亮三委員

1年前に、よく分かった、よく分かった、言えない事情があると言って、1年たっても副市長答弁では事実上変えませんということで、今回の請願は先ほど赤川委員から確認がありましたけれども、検証してほしい気持ちの先には、当たり前の話ですけれども条例改正してほしいというお気持ちがあるわけですね。

立川参考人

はい、そうです。

石本亮三委員

それで、先ほど確認しましたが、昨年4月に市長面会ができたがその後は市長に会っていただけないというお気持ちを吐露されていたではないですか。ということは、市長が会ってくれないから、市長に対して議

会のほうから働きかけてほしい、要するに、市長に対しての請願であつたら私はすごく理解できるのですよ。

例えば、紹介議員の花岡議員から知恵を授かるとか、そういうことはなかったのですか。

立川参考人

花岡議員からはそういうことはなかったです。

石本亮三委員

先ほど経緯を言いましたけれども、矢作委員も1年前に陳情を審査してほしいと言っているわけですから、花岡議員だけではなく、矢作委員にも御相談や知恵は授からなかったのですか。

立川参考人

市長へ云々ということは聞いていません。

それと、6月6日に市長タウンミーティングがあったのですが、そこには50名くらいいたらしく、私は参加していませんけれども、会員が4人参加しまして、抽選でなんと3人が当たったのですよ。

それで最初の2人が条例の問題を言いました。そうしたら市長は、よく分かっていますと。今ここに記録がないですけれども、公民館運営審議会とかそういうところで前向きの回答が、大勢の前ではっきりとございました。

谷口雅典委員

それは今年の話ですか。

長

立川参考人

今年のことです。

石本亮三委員

大変失礼な確認をさせていただきますが、市長の「分かった」というのは、「言っている言葉の意味」が分かったということで、「気持ち」が分かったという意味で言っていないと御認識されているということでしょうか。

立川参考人

市長答弁を情報開示してもらったのですよ。

今その文書を持ってきていないのですが、よく分かっていて改正するという前向きな答えでした。そのときは大勢の前でそういうことも明確に答えたのですが、会議録では、情報公開では消えていますけれども、藤本市長の時代からの懸案であって、それをストップすることができなかったと、そういうようなことを正直にしゃべったのです。そこは情報開示の議事録には載ってないですけども。

そういうことで、懸案であって市長になったばかりで、それをストップとかやめろとか言えなかったと、そういうような本音をそこで言われたのです。

谷口雅典委員

確認ですが、市長答弁というのは、タウンミーティングでの答弁です

長

ね。

立川参考人

タウンミーティングです。あとは大勢の前で、50人ほどいる前で2人の会員の発言に対して、明快に答弁していました。それは情報開示しましたから資料としてあります。

谷口雅典委員

長

確認ですが、藤本市長云々は、この公民館の関係ではなくて他のいろんな施策のことについてということですか。

立川参考人

まちづくりセンター条例について質問があつて、それに対する回答として、藤本時代からの懸案だったからできなかったと、そういう本音を言われました。

【立川参考人に対する質疑終結】

休 憩（午前10時45分）

（参考人 退席）

再 開（午前10時55分）

【執行部に対する質疑】

佐野允彦委員

先ほど参考人にお話を伺いまして、6月6日にタウンミーティングがあつて、そこで藤本前市長からの懸案で、つくったけれども50人の前で

条例改正について大変前向きな発言をしたと。石本委員が一般質問した2026年2月定例会議のときには副市長が改正する気もないみたいな、にべもない答弁があったのですけれども、その3か月の間にどういう変化があったのかをお示してください。

大出市民部長

変化というところにつきまして、今変化を感じてはおりません。タウンミーティングで市長が答えたのは、公民館運営審議会に御議論いただいて、直すべきところがもしあったとして、御指摘いただいたらそれはきちんと対応すると思っていると、そういう発言をしております。

佐野允彦委員

公運審の中での指摘で田中先生から改正しなければ駄目だという明確な指摘があったと思うのですけれども、その指摘を受けて変えなければいけないという発言を6月6日にしたのであれば、3月の石本委員の一般質問に対して、副市長の改正に否定的な答弁があったこととの差はどこにあるのかということをお聞きしたいです。

秋山地域づくり推進課長

タウンミーティングは6月6日だと思いますが、実際に先生から意見をいただいた公運審が7月27日なので、タウンミーティングのほうが前だと思われますので、そこは違うと思います。

佐野允彦委員

時系列的にはそうだということであれば、公運審のことをしっかりと

聞かなければいけない、変えるべきことは変えなければいけないということで、7月の段階で改正すべきということは、今後改正される可能性があるということです。むしろ改正するということです。そうでないと日本語として合わないと思うのですけれども、改正するということですか。

大出市民部長

まず、改正するかというお話につきましては先ほどもお伝えしましたが、公民館運営審議会の中で御議論いただいて、そういう御指摘があったらということで、それが公民館運営審議会の中で総意として決まっていけばということがあったと思います。これは答弁でも申し上げたと思いますが、今公民館審議会の議論の中では、こういった条例改正が必要かどうかということについて、1人の方から意見が出ていますけれども、それに対して、委員の皆様がどのようなところに問題があるのかということを議論していくという段階にありますし、実際にまちづくりセンターが一元化されて、利用していく中で従前と変わりなくお使いいただいているという、そういう利用実態を見ていくという段階にありまして、公民館運営審議会というのは条例だけではなくて、館の運営、よりよい公民館運営ということ、全体を見ているので、そういったところがきちんと分からないとということで、審議会を何回かやってきているところですから、今後条例改正について直ちに動くということではなくて、今後の方向性に向けて意見書をまとめるということで

前回の審議会の決定事項といいますか、そういうことをやっていこうと、その意見書案を今度確認していこうという段階、そういった状況でございます。

佐野允彦委員

市長も当然その方針でいくということに納得済みということでよろしいですね。

大出市民部長

はい、納得しております。

松本明信委員

今日の参考人の話を聞いて、質疑を通じて、福原委員からも再三お話がありましたけれども、実害がないということでお聞きしました。この間、実際に実害、あるいは市民からの電話、アンケート等のいろんな形で、この条例ができた後の対応について、市民からはどういう反応があったのか、顕著な例があったのか。一時委員会の中でもそういう人がいるということと呼んで話を聞こうとなったけれども実現していない。実際のところについて市民部で把握している範囲で教えてください。

佐藤市民部次
長

これまでのところで、全体的には特に実害のようなものが発生したということは市民部でも伺っておりません。各まちづくりセンターの窓口では、これは使えるのかとか、こういうのでもいいのかというようなことで確認をさせていただいたり、あるいは問合せがあったりという事実

は聞いておりますけれども、特に使えなくてとか、不許可にしたという
ような実態は聞いておりません。

石本亮三委員

先ほど参考人から、市長から、藤本市政の時代からの課題だということ
とで、今回のまちづくりセンター設置条例の改正に至っているという御
説明を市長から受けたみたいなのを聞いていたと思うのですけれど
も、実際にそういう事例がなくても、藤本市政からの課題というのは、
どのようなことが課題として挙げられてきていたのですか。

佐藤市民部次
長

発端と言っていると思いますが、新型コロナが流行ったときに、いつ
から館を閉める、いつになったら館を開けるかというようなところが、
当時は補助執行で教育委員会の所管でございましたので、そういうところ
の意見のすり合わせに時間がかかって、現場ではいつからなのでしょ
うかと、日々利用は続いておりますから、そういったところで若干混乱
といたしますか、そういうものがあつたことが一番で、これは少し見直し
ていくべきなのではないかと動き出したと私は理解しております。

石本亮三委員

それは、開館時間とかそういうものですよね。今回の請願者が出されて
いるのは例の政治というところの、特にこの単語なわけですよね。そ
れに対して、タウンミーティングでもそういう御意見を出されて、藤本
市長時代からの課題ということになると、館の運営時間とかではなくて、

政治に絡む課題があったと推察するのですけれども、その辺はいかがですか。

佐藤市民部次
長

今回の条例制定もそうですし、施行規則につきましても、一番心を砕いたところというのは、やはり教育委員会時代からの仕様がかわらないようにするというところでございまして、確かに表現が変わっているところの御指摘はあるのですけれども、実際に変わった後も、特段に運用等が変わったということはないと理解しております。

石本亮三委員

あと先ほど、参考人から市長と面会したときに気持ちはよく分かったと何度も何度もおっしゃっていたということで、市長のお気持ちは担当部局に伝わっているということだと思いますよね。

佐藤市民部次
長

いろいろな意見を伺う中では、どこかの時点では見直しが必要なのかもしれないとお考えなのかもしれませんが、それは何をきっかけに、いつ頃というようなところまでは部局のほうでは聞いておりませんで、そういうところで思い悩まれているのが、分かっているけどできないというような表現になっているのかなと私は解釈しております。

石本亮三委員

小野塚市長が誕生したのが令和5年10月30日ですよ。まちづくりセンター設置条例が出てきたのは約1年後の9月定例会です。そうすると、

1年近く時間があるわけですから、市長から藤本市長時代からの懸案だということで、参考人の方は市長が就任したばかりだからすぐにはできなかったのだろうということでしたが、私の感覚からすると1年市長の座にあるわけですから、当然条例のこの部分をやめてほしいというようなことは言ってもおかしくはなかったのかなと思うのですけれども、そういう御指示が市長から担当部局には全くなかったということによろしいですか。

佐藤市民部次
長

そういう御指示はなかったかと思います

矢作いづみ委
員

請願者のお話の中で、団体登録のチェック項目が変わっているという
ようなお話があったのですけれども、それは条例制定の前と後で何か変更されたということですか。

佐藤市民部次
長

こちらでもそういう御指摘を受けまして、各まちづくりセンターに確認したところですが、新所沢につきましては詳しくは分からなかったのですが、平成29年くらい、それから所沢ではたしか令和2年だったかなというところで、実際に表記は移管前と後では変わっていないというように報告を受けております。

矢作いづみ委員

その移管前と移管後で変わっていないということですが、チェック項目をつけている理由がもしあれば伺いたいです。

青森所沢まちづくりセンター長

所沢まちづくりセンターの状況でございますが、発端はコロナ禍になりまして、利用者の方に団体登録はこういう申請書を出してくださいと毎年説明会をしておりましたが、コロナ禍で中止となりまして、対面で詳しく説明できず、初めてホームページに申請様式を出すときに、様式を見直してみようという話が職員から上がりました。

元々団体登録につきましては市民の方がサークル活動で継続的に使っていただくものですので、やはり根拠は社会教育法第23条でございますが、元々職員の中でも使用の制限という認識がございましたので、それを分かりやすく申請書、様式を見て分かっていただくように入れたところでございます。ただ、表現としては御指摘を受けて気がついた次第でお恥ずかしいのですが、社会教育法第23条につきましては、やはり特定の政党だけに有利不利に使わせる、特定の候補者を支持することなどを制限するものであると、我々まちづくりセンターの職員はそのように勉強してきております。

そのため、政治活動や宗教の活動を全部使えなくするというようにとられるような文言であったということで、不適切であったということで気がつきまして、ほかのセンターには元々そういうものがなかったということで認識を改めまして、ここでその文言を削除いたしました。

福原浩昭委員

令和7年4月1日の条例施行以来、第7条第2号、これを理由として施設利用を不許可にしたことがあったのかどうかお示してください。

橋本地域づく

そのような実例の報告はございません。

り推進課主幹

福原浩昭委員

政治的、宗教的内容を理由として、団体登録を認めなかった事例はあるのか。また、その施設利用そのものまで拒否したという事例があったのかお示してください。

橋本地域づく

政治的な理由で断ったような事例等の報告はございません。

り推進課主幹

福原浩昭委員

令和8年度の団体活動状況表の中に、政治、宗教の活動を行いませんと記載されている項目があるわけですが、これは条例第7条第2号によって、広い意味での政治、宗教に関係する活動全般を排除する趣旨ではないという理解でよろしいのかをお示してください。

橋本地域づく

そのとおりでございます。

り推進課主幹

福原浩昭委員

制定時に答弁されていましたが、学習会、討論会、市政報告会、行政方針への賛否をテーマとする活動は一律に制限しないという運用は、現在も全12館で統一されているのかどうか、判断基準、研修資料等があるのかお示してください。

橋本地域づく

現在もそのような状況であるかと思います。

り推進課主幹

秋山地域づく

運用を教育委員会時代から変えたところはありませんので、今もそのように使われております。また、研修等は公民館のセンター長もそうですし、職員もそうですが、定期的に研修会を開いておりまして、特にこういった形で今まで2年間、条例の関係で一般質問もございましたので、そういったところは共通認識を持てるように、しっかりと研修会を行っております。

り推進課長

福原浩昭委員

国とか県とかの指導、行政不服審査、あと利用者の一部になるのかもしれませんが、具体的な異議とか、条例の適法性を改めて検討しなければならないような事象があったのかどうかをお示してください。

佐藤市民部次

事象があったかないかで言いますと、ないと思います。

長

福原浩昭委員

公運審の田中委員さんの発言、もし間違っていたら言ってほしいのですけれども、調べてみたところ、条例の使用条件とか制限について将来的な検討課題を指摘されていることはあったと。

その一方、条例施行後の令和7年8月1日の公民館運営審議会の中では、市が施行規則によって従来どおりの利用ができるよう運用していることを踏まえて、今のところ運用上問題ない。また、今すぐ条例を見直す必要がないという趣旨のことを述べられているということなのですが、間違いありませんか。

佐藤市民部次

そのとおりでございます。

長

石本亮三委員

先ほど参考人の方がおっしゃっていた、月刊社会教育とか、公民館学会年報とか世界とかの雑誌に所沢市の条例について専門家の御意見が出ているというようなことで御紹介がありましたが、担当としてはこの内容は承知しているということによろしいですか。

佐藤市民部次

情報提供をいただきまして承知しております。

長

福原浩昭委員

公民館運営審議会の7月27日開催分の会議録は公開されているでしょうか。

橋本地域づくり
推進課主幹

これからホームページで掲載する予定でございます。

福原浩昭委員

自由討議を求めます。

谷口雅典委員
長

ただいま、福原委員より自由討議の申出がありましたが、自由討議とすることよろしいですか。

(委員了承)

【自由討議】

石本亮三委員

改めて紹介議員の会派の矢作委員に聞きたいのですけれども、今回の内容は市長部局への請願という形が非常にしっくりする形だったわけですが、先ほど参考人の方からも、紹介議員の花岡議員はもちろんのこと、ましてや6期目の矢作委員は1年前の陳情のときだってやってくれと言っていたのに、この請願に関してそういう指導をしなかったその背景を教えてくださいたいです。それとも市長に出さなくてもいいという御判断だったのですか。

矢作いづみ委員

請願者の皆さんは市民文教常任委員会の皆さんに専門家の意見を聞いてほしいということで、請願を出されるということで、それについて私のほうから指導するとかそういう立場にはないです。

石本亮三委員

紹介議員を出す以上は、先ほど参考人からもありましたけれども、1年前に議会事務局からこれは請願になじまないと言われて陳情に切り替えたというお話があったわけですよ。当然そういう御説明もあったと思うし、正直言ってこの請願は市長に出すのであれば、繰り返しますけれどもしっくりくるのですが、委員会に出されることに対しては私もしっくりこないというのが感想ですけど、矢作委員はもうただ出すのだからいいんだ、それは請願者の意向なんだということでもいいのですかね。

普通は、先日もある請願のことで相談にきました。私とある議員で相談に乗っていて、これは今回は請願よりも、例えば一般質問で取り扱っていただいたほうがより迅速に動く可能性もありますしと言ったりと、我々は議会のことはある程度詳しくて、市民の方との知識と雲泥の差があるわけではないですか。そのアドバイザー的な役割を我々議員が当然果たしていかなければいけないと思うのですけれども、そういうことに対しての矢作委員の責任感とか意識はどうですか。

矢作いづみ委員

責任感とか意識とか石本委員はおっしゃいますけれども、市民には請

員

願権がありますので会の皆さんとお話はいたしましたけれども、そのことについては特に申し上げませんが、市民の請願権というのは保障すべきだと考えています。

石本亮三委員

請願が仮に採択となったとしても、やるかやらないかという話になったらまたそれは別ものではないですか。先ほど公の場で改めて言わせていただきましたけれども、全会一致ではないから採決しないでくれと言ったわけですが、仮に請願が採択されても全会一致ではないからと言われてしまうかもしれないですけども、1年前のお考えとどういう変化が起きているのか伺いたいですね。

矢作いづみ委員

そうおっしゃるのであれば、協議会のことを会議録に残すのはやめていただきたいですね、議会人として、どうなんですか。

石本亮三委員

本来なら私もなじまないと思いますよ。請願が出てきてそういう背景も知らない、先ほど花岡議員の御答弁があって、会派でそういう説明もされていなくて紹介議員になってきているわけで、正直な話、花岡議員は大変お気の毒だなと思ったのですよ。そういう背景を言わないとこの話の真相は伝わらないですよ。矢作委員が最後に応じていれば、本当は1年前に始まっていたのですよ。この1年間を無駄にしたし、やはりこの政治に関わる文言のところは私たち議員はある程度配慮しなければ

いけないわけです。

どういうことかという、例えば、半年後にはもう市議会議員選挙が来るわけで、そうすると候補者だって今の時期になったら立候補したいという方がいたりするわけですよ。そういうことも含めて、この時期にこうなったということに関しては、1年前だったらしっくりくるけれども、今の時期だったらどうなのかなと思う部分もあるのですけれども、そういう時期的な考慮というのは全くなかったのですか。

矢作いづみ委員

1年前とおっしゃいますけれども、議会運営に当たっては全会一致を旨として進んでいくということが私は望ましいというふうに考えております。この時期にどうかということですが、時期とか選挙がどうかということと、どう密接に関係するのか分かりませんが、市民の皆さんは、この条例について1日も早く望ましい方向に考えてほしいという思いですから、その請願の思いは尊重したいと思います。

福原浩昭委員

請願権の保障というお話が出ましたが、請願権の保障というのは、請願を出して議長がそれを受理して、それで請願者の意見を聞いて内容を審査する機会を保障ということで、これはもちろん私もよく認識しているつもりだし、重要視すべきだということはありません。ただ、請願権の保障とその中身の部分というのは、継続審査とか、もしくは専門家による審査のことまで含んでいるのかどうか、つまり、今回の件名、要旨、

理由のことについても含まれてのことを保障すべきだということをおっしゃっているのですか。

矢作いづみ委員

まさにそれは委員会の審査に委ねられていると思っています。

福原浩昭委員

紹介議員そのものではないので、所属される会派の委員なのであえてお話を聞くし、当然会派の中で協議されていることを、されているだろうということを想定した上で改めて聞きますが、今回の審査をよく聞いてみると、特にそういった事実はないということなのですよ。事実はないのに何をしっかり話を、いろいろ話したいことはあるかもしれませんが、事実として審査が受理されていないとか、団体登録ができないということがあるのならば、これはもう大変なことなので執行部の皆さんにもお話を聞かなければいけないと思うのですけれども、そういった事実は確認されたのでしょうか。確認された上で、請願権の保障ということを言われているのでしょうか。

矢作いづみ委員

事実ということではお話は伺っておりますけれども、今回出されている請願の中身としては、そういった事実があったか、なかったかということではなくて、条例について専門家の皆さんの見解について、委員会として学んでほしいということですので、私はその請願の中身について

は了解しました。

福原浩昭委員

専門家のお話を聞いて勉強しましょうというのは100歩譲って認識できます。勉強する機会というのは大事だと思うのですが、先ほどの立川参考人の話を聞いていると、条例改正してほしいということが本意にもあるという話がありました。そのことを受けて、条例改正するだけのものというのが確認できていないのですよ。何が問題点なのかというのが先ほどは分からなかった。

そういうところも含めて、会派ではどういう認識を持たれて、請願権の保障ということを言われているのか改めてお示してください。

矢作いづみ委員

市民文教常任委員会では、まちづくりセンターについて所管事務調査として扱うということにもなっていますので、そういう中でも具体的に実現できるのではないかなと考えております。

福原浩昭委員

所管事務調査はもう上がっているので、あとは委員会の中で様々な形で審査をやっていくということが決まったわけですから、それをいつやるとか、どこをどうするかというのは具体的に決めていませんから、そこは必要に応じてやればいいと思っているのですよ。それはそれ、これはこれですから。今回の請願には、遅いからこれやりましょうなんてどこにも書いてありません。そのことをなぜ要旨に入れないのですか。

入れたらいいではないですか。

矢作いづみ委員

入れたらいいかどうかというのは会の皆さんの判断だと思いますけれども、今後所管事務調査をすることは決まっているわけですから、今回請願が出されておりますけれども、そこに反映するという可能性もあると思っております。

佐野允彦委員

私からすると何がしたいのか全く分からなくて、1年前に全会一致が望ましいということで決を採るのはいかがなものかということで、決を採っていれば4対3で勉強会なり何なりが実現したと思うのですが、それでもあくまでも全会一致が望ましいということでバックギアを引いた理由は何ですか。

矢作いづみ委員

協議会の内容についてはお答えしません。

石本亮三委員

それはお答えしないではなくて、お答えできないということでよろしいですか。

矢作いづみ委員

お答えしません。

松本明信委員

おっしゃるとおり請願は権利ですから請願を受けることは別に問題ないのだけれども、いろいろ話を聞くと去年の陳情から始まって要望書になって請願になったという経緯を見たり、それでまた参考人も私は会派の代表だけれども会派にも熱心に来ていろんな文書を届けてくれました。よく読みましたよ。ただ、今出ているとおりに実害はないし、何をしてもらいたいのか私自身もよく分からないから、今回の請願も矢作委員に相談があったかと思うけれども、請願を出すからには何らかのめどがあったのではないかと思うのだけれども、先ほど参考人のお話の中に会員44名とあって、市民を巻き込むような動きがあったらもっと迫力あるのになと思ったくらい一生懸命やっていて尊敬するけれども、何を求めているかが分からない。

そこのところ矢作委員はどう整理されていますか。

矢作いづみ委員

議会は賛成多数で条例について可決をしているわけですね。そのことについて専門家の見解も聞いてほしいという市民の要望が今回の請願だと思いますので、それについては委員会としても学ぶ機会をつくるということは大切ではないかなと思っております。

松本明信委員

昨年制定したときも、それぞれの温度差はあるかもしれないけれども、各議員としてもこの設置条例については勉強していますよ。先ほど上か

ら目線ではないとおっしゃったけれども、議員は勉強しなさいというのは明らかに上から目線ですよ。みんな自らの力量の範囲で結論を出して、多くある議案の中で吟味して、賛否を取っているわけですよ。

勉強が足りないよと言われていたようなもので、だから私はこの請願に対して全く信憑性がないと思うけれども、その辺りはどう思いますか。

矢作いづみ委員

先ほど請願者の方からお話がありましたけれども、社会教育の分野において、この条例については指摘もいろいろあるようです。それから、所沢市で条例制定されたときには各新聞でも大きく取り上げられていて、注目をされていたということがあったと思います。

そのことについては、議決したわけですからその内容について委員会としてもきちんと改めて学び直すということも私は必要であると思っております。

松本明信委員

再度申し上げますけれども、先ほどから言っているとおり、多くの議案が出てきます。その中で自分の力量に応じて、会派の力量に応じて、議員の資質において、そのときに判断をしてきたわけですよ。専門家がいろんな論評を出すことは勝手ですが、専門家がこう言っているからあんたたちよく聞きなさいというのはおこがましいですよ。それを言いたい。そのことについて矢作委員もう一度返事してくれませんか。

要するに、我々は勉強不足だから勉強しろという上から目線のことに

ついてどう思っていますか。

矢作いづみ委員

私は市民の皆さんがこういう請願を出されたという思いにしっかりと答えたいと思いますし、専門家の方はどのような指摘をされているのか、所沢市の条例についてやはり見直すべきところがあるということであれば、そこはしっかり学ぶ必要があると思っております。

石本亮三委員

矢作委員御自身は、自分がどれくらい勉強不足だと思っているのですか。矢作委員含めて勉強しなさいと言っているような内容なわけだから、まず御自身が、請願の紹介議員を出している会派の代表だから、当然この月刊社会教育とか世界とかに多少は目を通してきているという認識でよろしいですね。

矢作いづみ委員

詳しくは見ておりませんが情報はいただいております。

石本亮三委員

御自身が勉強不足だったのを人も同じように勉強不足だみたいなことを言う感じで請願者、請願者と言うけれども、請願の立てつけというのは地方自治法第124条で、紹介議員がいなければ議案にならないです。100万人署名があっても1人も紹介議員がいなければ議会では審査されない。1人の署名でも1人の議員が署名すれば議会で審査されるわけです。

先日の議会運営委員会でも言いましたけれども、事実上議員が出してくるのが立てつけなのです。議員が保証人になって出してくる、それが法の趣旨なのです。これは地方自治法の勉強会とかに行くと習う。そうすると今回は花岡議員が事実上、我々市民文教常任委員会委員に勉強しなさいよと言っている議案を出してきたという形になる。そのことを会派の代表としてどう思っているのですか。

請願権、請願権とまるで請願者の人たちばかりに向いているけれども、紹介議員になった責任があるのです。この間、請願を通したいからと紹介議員とか矢作委員は各会派に回ってきましたか。回ってきていないではないですか、少なくとも私の会派には採択していただきたいということで来ていませんよ。そういう努力もされないで、ただ請願です、だから紹介議員になる。

ましてや、花岡議員は1年前の状況とかも全く知らされていないで紹介議員になっていて、だから先ほど花岡議員が気の毒だと言ったのはそういうことです。会派の代表で、ましてや私より期数が上の6期目で、経験年数からいったら所沢市議会で上から3番目ですよ。それだけのベテランクラスが請願者、請願者と言うのはどうなのですか。

矢作いづみ委員

私は全く問題ないと思っております。また、この請願の出し方とか、そういう議論をいつまで続けていくのですか。請願をどうしていくかということでの自由討議をすべきだと思います。

福原浩昭委員

今回は請願の審査ですから、請願内容そのものがどうなのかということをももちろん請願審査として、しっかり確認する必要があると思うのですよ。それは先ほどしっかりとさせてもらっております。特に問題点はなかったことが分かりました。

ただ、今後のこともあるので改めて申し上げたいのですけれども、要は、請願の審査に値するかどうか、請願権の範疇にあるものというのが審査の内容まで、もちろんそのとおりですねということを確認された上で、裏づけを取った上で出されているのかということを確認したいのですよ。それができていないのであれば、出すのはあまりにも無責任ではないかということを知りたいのですけれども、そのことについてお示してください。

矢作いづみ委員

内容についてはちゃんと確認して、紹介議員になっているというふう
に理解しています。

福原浩昭委員

何を確認したのでしょうか。何が分かったのでしょうか。

矢作いづみ委員

先ほども申し上げましたけれども、市民の方々は市民文教常任委員会に専門家の方のお話を聞いていただきたいということが請願の趣旨ですので、そこは理解しているということです。

【自由討議終結】

休 憩（午前 11 時 39 分）

再 開（午後 5 時 28 分）

【意見・採決保留】

谷口雅典委員
長

協議した結果、当委員会としては、請願第 5 号については意見・採決を留保し、本日の審査を終了します。

続いて、所管事務調査「学校教育について」の調査のため、10 月 20 日午前、川越市役所に「部活動の地域展開について」の視察を行うことについて、議長に派遣要求したいと思いますがよろしいですか。

（委員了承）

時間等の詳細については先方と調整の上、改めて御連絡いたします。

次に、所管事務調査「学校教育について」の調査のため、10 月 20 日午後、教育委員会の職員をお呼びして、「部活動の地域展開について」の委員会を開催したいと思いますがよろしいですか。

（委員了承）

時間等の詳細については執行部と調整の上、改めて御連絡いたします。

次に、所管事務調査「学校教育について」の調査のため、11 月 11 日午前、提言案の協議のため、委員会を開催したいと思いますがよろしいですか。

(委員了承)

詳細については改めて御連絡いたします。

散 会 (午後 5 時 3 1 分)

市 民 文 教 常 任 委 員 会

令和 8 年 9 月 8 日 (火)

開 会 午前 ・ 午後 9 時 0 分
散 会 午前 ・ 午後 5 時 3 1 分
場 所 全員協議会室

委 員 長	谷 口 雅 典	✓
副 委 員 長	神 戸 鉄 郎	✓
委 員	石 本 亮 三	✓
〃	赤 川 洋 二	✓
〃	矢 作 いづみ	✓
〃	松 本 明 信	✓
〃	佐 野 允 彦	✓
〃	福 原 浩 昭	✓

議 長	粕 谷 不 二 夫	
-----	-----------	--

●出席表

【市民文教常任委員会】令和 8 年 9 月 8 日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
市民部		部長	大出 久美
市民部		次長	佐藤 尊之
市民部		次長	山屋 貴裕
市民部	地域づくり推進課	課長	秋山 薫
市民部	地域づくり推進課	主幹	橋本 浩志
市民部	地域づくり推進課	主査	小林 史明
市民部	地域づくり推進課	主査	有澤 法夫
市民部	松井まちづくりセンター	課長	荒井 直樹
市民部	小手指まちづくりセンター	課長	細淵 健
市民部	山口まちづくりセンター	課長	小林 宏行
市民部	所沢まちづくりセンター	課長	青森 理子
市民部	並木まちづくりセンター	課長	吉永 寿久
学校教育部		部長	吉川 誠
学校教育部		参事	渡辺 純也
学校教育部	保健給食課	副主幹	大久保 卓司
学校教育部	保健給食課	主査	後藤 毅彦
教育総務部	教育総務課	主幹	小城原 光貴

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	主査	宮地 亮太
議会事務局	主任	田中 璃沙